

江東区環境基本計画等策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区では江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「江東区環境基本計画」を策定し、取り組みを推進している。

平成27年に10年計画として策定し、令和元年度には前期の進捗状況を踏まえ、後期5年の「江東区環境基本計画（後期）令和2年～令和6年度（以下「現行計画」という）」の改定を行った。

また、令和5年度には現行計画に含まれる地方公共団体実行計画（区域施策編）である「KOTO低炭素プラン」を改定し、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を策定する予定であり、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、温暖化対策の推進に取り組んでいる。同プランの中で、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「チーム江東・環境配慮推進計画」の改定に先駆けて、新たな目標設定等の大枠を示す見込みである。

国や東京都の各種関連計画や区の長期計画、現在の社会状況等を踏まえ、令和6年度に次期「江東区環境基本計画」及び「チーム江東・環境配慮推進計画」を策定（改定）することとしている。

本業務の遂行にあたり、豊富な経験と高度な情報収集及び分析能力を有する事業者をプロポーザル方式で選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区環境基本計画等策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 委託上限額 27,005,000円（消費税込）

※ただし、本業務の実施及び委託上限額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算の議決を前提としているため、変更する可能性がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第

154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (6) 過去5年間に、国、都道府県、政令指定都市、特別区等が発注した同種業務（環境基本計画等、環境施策に関する計画策定及び改定支援業務）の受託実績があること。なお、調査・分析業務のみの受託実績は含まない。
- (7) 本業務の従事者には、契約期間を通じて次の①または②の者を配置することができること。
 - ① (6)に該当する業務を経験した者を2人以上
 - ② 以下の(ア)・(イ)のいずれかの資格を有するものを少なくとも1人
 - (ア) 技術士（環境部門）
 - (イ) 技術士（総合技術監理部門）

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年1月16日（火）～令和6年2月15日（木）17時まで
- (2) 質問受付期間
令和6年1月16日（火）～令和6年1月30日（火）17時必着
- (3) 質問回答日
令和6年2月6日（火）
- (4) 参加表明書、企画提案書等の提出期限
令和6年2月15日（木）17時必着
- (5) 1次審査結果通知
令和6年2月29日（木）予定
- (6) 2次審査
令和6年3月12日（火）予定
- (7) 最終選定結果通知
令和6年3月15日（金）予定

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

- ① 公募期間：令和6年1月16日（火）～令和6年2月15日（木）
- ② 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

質問内容は、応募書類の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は受け付けないものとする。

- ① 受付期間：令和6年1月16日（火）～令和6年1月30日（火）17時必着
- ② 質問方法：質問書（様式5）を使用し、「12 担当部署」あてにメールで提出すること。電話での質問には応じない。
メール送信後に質問書の受領確認のため、担当部署まで電話にて連絡すること。
- ③ 回答方法：質問への回答は事業者名を除いた上で区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない

(3) 企画提案書等書類の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和6年2月15日（木） 17時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出方法
持参又は郵送による。
 - ・持参の場合の受付時間は平日の9時から17時までとする。
 - ・郵送の場合は、書留郵便等配達状況を確認できるものにより提出期限までに必着のこと。
 - ・提出先は、「12 担当部署」まで。

6 提出書類

以下(3)～(6)は正本1部、副本9部を提出すること。副本については事業者名が判明、特定できないような必要な処置を講ずること。

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 価格提案書（見積書）（任意様式） 1部
- (3) 会社概要書（様式2） 10部
- (4) 執行体制報告書（様式3） 10部
- (5) 令和元年度以降の同種業務実績報告書（様式4） 10部
- (6) 企画提案書（任意様式） 10部

7 企画提案書等の作成及び留意事項等

(1) 企画提案書

- ① 用紙サイズはA4縦を基本とし、表紙を付け、15枚（表紙を含まない）を上限とする（両面印刷可）。書式自由。
- ② 真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。
- ③ 提案内容は仕様書に掲げる以下の事項を踏まえ、具体的な提案とすること。
 - ・「計画策定への視点」を取り入れ、明確かつ具体的な提案
 - ・区の現況や課題、方向性を適切に把握した実現性のある提案
 - ・前計画における取組・施策の分析・評価

(2) 価格提案書（見積書）

- ① 価格提案書（見積書）は任意様式とする
- ② 本業務の仕様書及び提出書類に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載するとともに、積算内訳を可能な限り詳細かつ明確に記載すること。
- ③ 価格提案書（見積書）には税抜き額、消費税額を記載した上で合計金額を記載し、宛先は江東区契約担当者宛とすること。

8 審査方法

1次審査は提出された書類について、2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングについて、「江東区環境基本計画等策定支援業務事業者選定委員会」が審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 1次審査

- ① 提出書類により審査を行い、審査点の高い上位3者程度を第一次審査通過者として選定する。
- ② 審査結果は、1次審査結果通知日にすべての参加事業者にもメールで通知する。
※1次審査日までに、提出書類について提出者に確認を行う場合がある。

(3) 2次審査

- ① 提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ② 会場・時間等の詳細は、1次審査結果とともに通知する。
- ③ 時間は1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- ④ 説明は、業務責任者が同席し、本業務を主体的に担当する者が行う。参加人数は5人までとする。
- ⑤ パソコン等を用いた説明は可能とするが、必要な機器は持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーンは本区が用意する）

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、1次・2次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該事業者は当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、合計点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また契約締結後、速やかに下記項目について江東区ホームページにおいて公表するとともに担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
 - (2) (1)以外の参加事業者の総合点
- ※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、事業者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の選定以外の目的では使用しない。ただし、開示請求があった場合は、情報開示の対象となる場合がある。
- (9) 提案内容に含まれる著作権及び特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者が負う。

12 担当部署

江東区 環境清掃部温暖化対策課

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

(江東区役所防災センター6階5番窓口)

電 話 03-3647-6124〔直通〕

F A X 03-5617-5737

メール 380222@city.koto.lg.jp